

# 建築物の解体現場における現状と課題等について

(中環審大気環境部会石綿飛散防止専門委員会説明資料)

## ～目次～

1. 建設・解体業界の現状
2. 社団法人全国解体工事業団体連合会
3. 石綿含有建材の除去工事に関する主な法令等の施行状況
4. 建築物の解体現場からの石綿飛散防止に関する意見

平成24年8月9日(木)

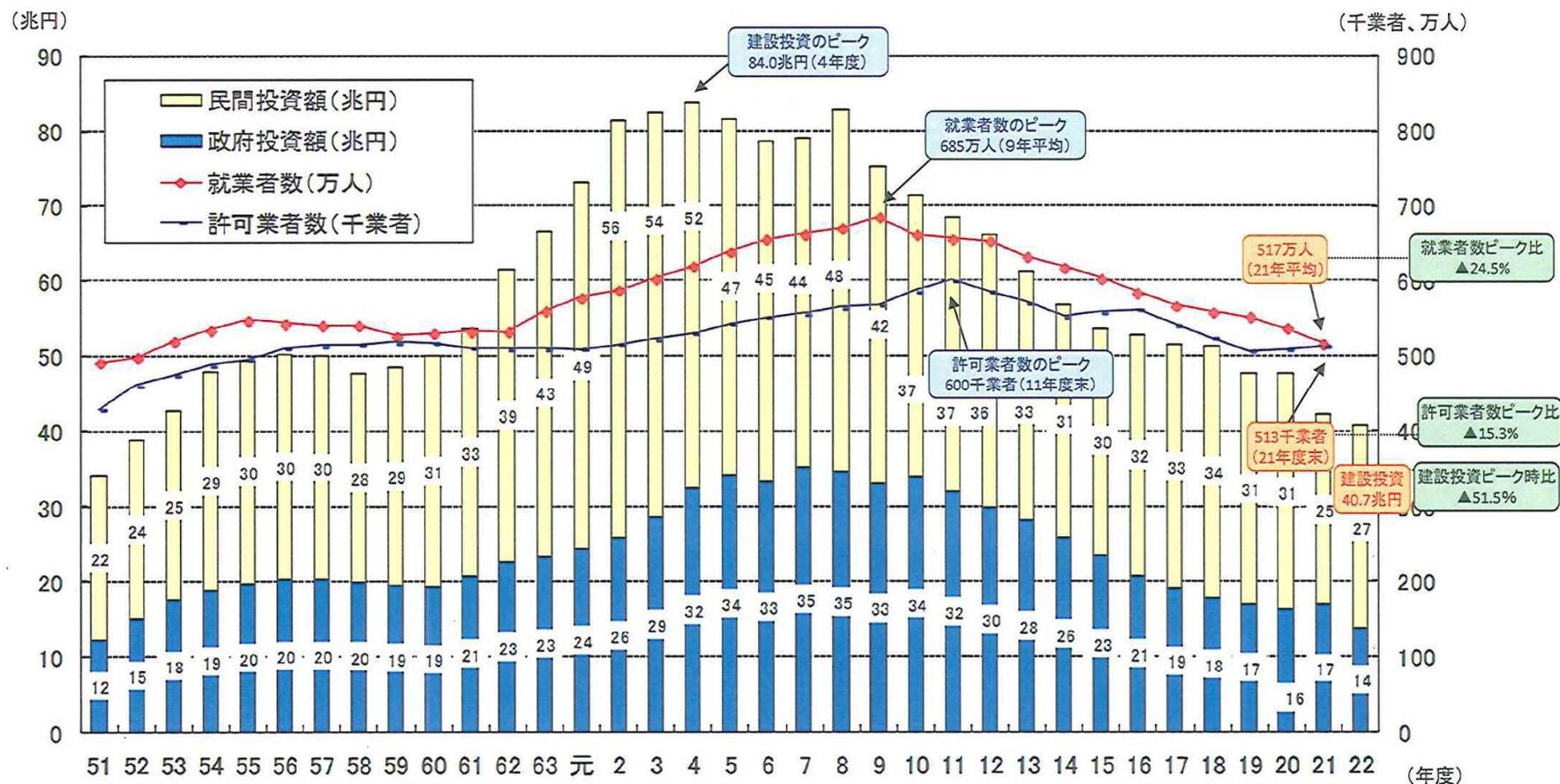
社団法人全国解体工事業団体連合会

(説明者 専務理事・事務局長:出野政雄)

# 1. 建設・解体業界の現状

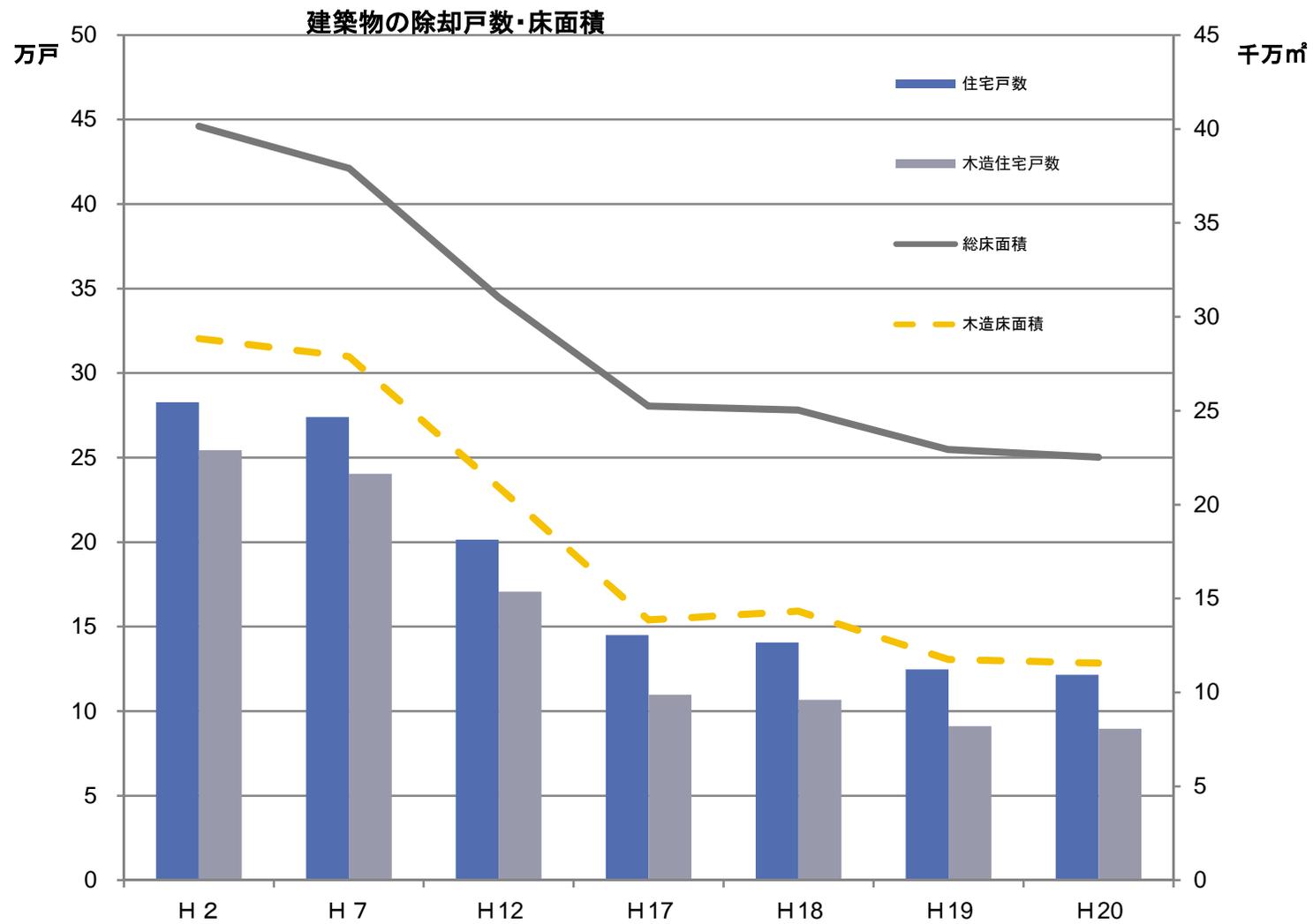
## 1-1 建設投資額等の推移

- 建設投資額(平成22年度見通し)は約41兆円で、ピーク時(4年度)から約52%減。
- 建設業者数(21年度末)は約51万業者で、ピーク時(11年度末)から約15%減。
- 建設業就業者数(21年平均)は517万人で、ピーク時(9年平均)から約25%減。 ※22年8月は496万人(前年同月比30万人減)。

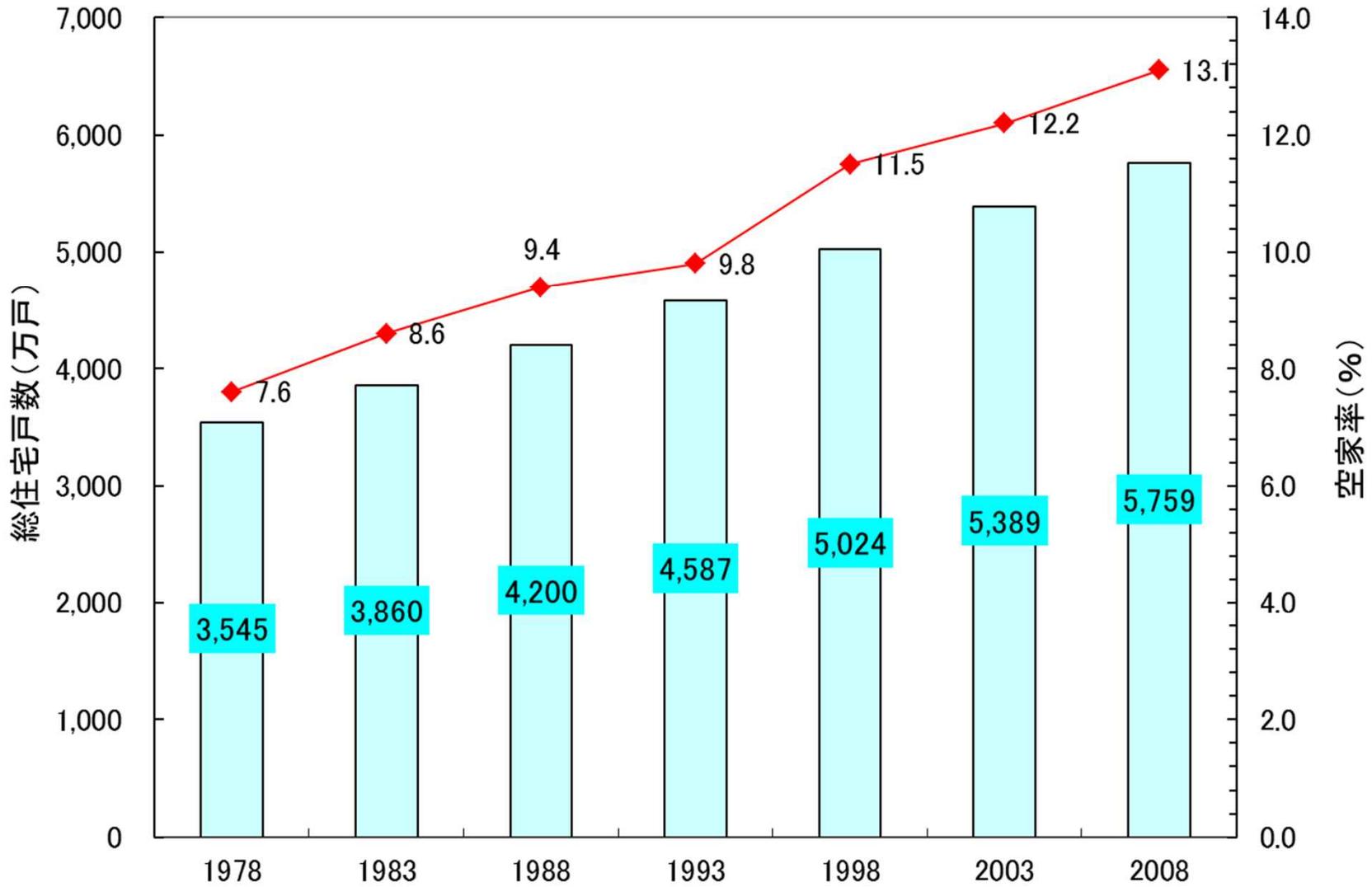


出所:国土交通省「建設投資見通し」・「許可業者数調べ」、総務省「労働力調査」  
 注1 投資額については平成19年度まで実績、20年度・21年度は見込み、22年度は見通し  
 注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値  
 注3 就業者数は年平均

## 1-2 除却統計(資料:国交省)



### 1-3 総住宅戸数と空家率(資料:国交省)



# 1-4 維持修繕工事の推移(資料:国交省)

## 》維持修繕工事の推移



(注) 金額は元請完成工事高。建設投資(前頁)との水準の相違は両者のカバーする範囲の相違等による。

資料出所:国土交通省(建設工事施工統計)

## 1-5 解体工事の市況

### (1) 解体工事単価の現状

- ①単価は低値安定(建設工事量減少による解体業参入者の増加)
- ②地方部の単価は都市部より低い(震災復興工事は例外)
- ③都市部の単価も、過当競争で下落傾向
- ④平成12年の建設リサイクル法制定で単価が上昇するも、現在はそれ以前に戻る
- ⑤解体工事の見積は流動的(条件により幅が大きい)
- ⑥解体一式工事受注は、値切りの対象、予算のショックアブソーバー
- ⑦多岐にわたる規制法が、単価に大きく影響(対応次第で利益を左右)
- ⑧木造、非木造ともに、 $m^2$ 単価は概ね1万円程度(石綿含有建材があれば割高)

### (2) 市場規模

- ①正確な公式統計はない
- ②除却届(建築基準法第15条第1項)の最近の統計では、除却面積は2,500万 $m^2$ 程度  
(ただし、届出率は高くない、実際には2,500万 $m^2$ よりかなり大きいと推定される)
- ③ $m^2$ 単価(1万円)  $\times$  2,500万 $m^2$  = 2,500億円
- ④実際には、5,000億円程度(建設業全体の1%強)

### (3) 今後の予測

- ①高度経済成長期のストックの更新期にある
- ②旧市街地の再開発がやや活発
- ③維持修繕工事が増加
- ④少子高齢化と空家率が上昇

結果として、解体工事量は、今後10~20年間はそれほど減少しないと予想される<sup>6</sup>

## 1-6 解体業者

### ◆解体業者は、建設業法の許可業者と建設リサイクル法の登録業者の2種類

#### (1) 建設業法の許可業者(解体工事を営業していても法律上は建設業者という!)

##### ○建設業許可区分は28種類

1. 土木工事業、2. 建築工事業、3. 大工工事業、4. 左官工事業、5. とび・土工工事業、6. 石工事業、7. 屋根工事業……………
28. 清掃施設工事業 (合計約48万業者)

##### ○解体工事の営業許可は3種類

- イ. 総合的な企画、指導、調整のもとに行う土木工作物の解体⇒土木工事業許可  
(約14万業者)
- ロ. 総合的な企画、指導、調整のもとに行う建築物の解体⇒建築工事業許可  
(約17万業者)
- ハ. 工作物、イ. ロ. 以外の土木工作物又は建築物の解体⇒とび・土工工事業許可  
(約16万業者)

注)500万円未満の軽微な工事のみを請け負う者は、建設業許可が不要

#### (2) 建設リサイクル法の登録業者

##### ○500万円未満の軽微な解体工事のみを請け負う者は、解体工事業登録が必要

(本来は、解体工事を営業する者は請負金額の多寡にかかわらず登録が必要だが、ただし書きで上記イ.

ロ. ハ. の建設業許可業者は登録が不要とされている。)

##### ○平成23年現在、約8千業者

(各都道府県の登録に関する指導の温度差によって、登録業者数に大きな差がある。)

##### ○法律上は、この登録業者のみを「解体工事業者」という。⇒一般国民の常識から乖離している!!

#### (3) 解体業者の内実

##### ○ほとんどが(中)小零細企業

##### ○地方ほど兼業が多い(特に土木工事業、建築工事業、産廃処理業)

##### ○高層ビル等の高度な解体工事は大手ゼネコンの独壇場

##### ○一般的な解体工事は、従来の解体業者と新規参入建設業者のまぐさ場

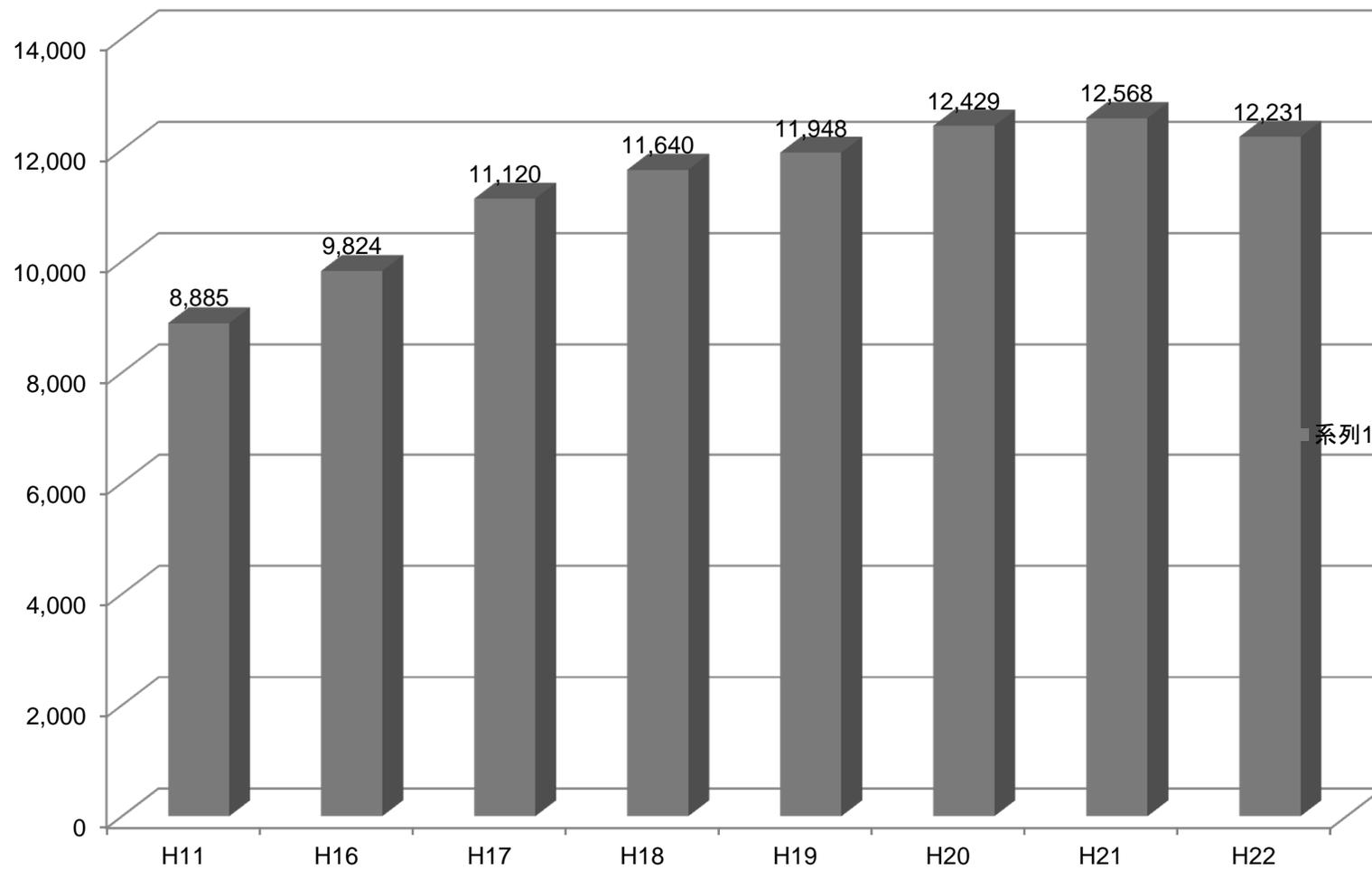
##### ○低価格発注によるゼネコンの名義人制度の崩壊により、トラブルが増加

##### ○重層下請構造の末端のため、あらゆる条のがしわ寄せ

##### ○単価下落による経営状況の悪化

##### ○不良不適格業者による不適正施工の横行 等

## 1-7 解体業者数の推移(NTT電話帳登録業者数)

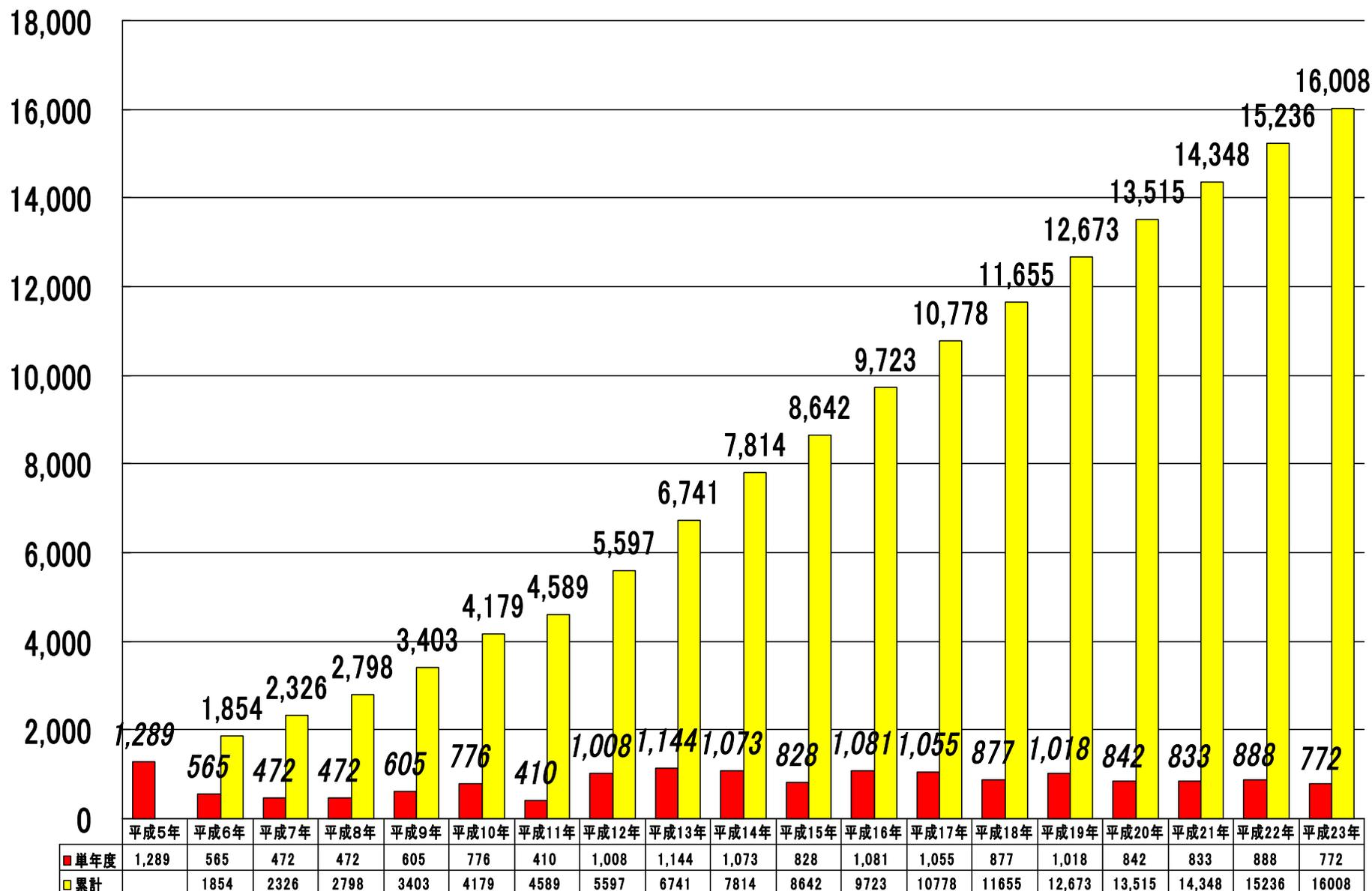


## 2. 社団法人全国解体工事業団体連合会（平成24年8月1日現在）

### 2-1 概要

- 設 立 平成5年9月28日（社団法人許可）
- 所 管 国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課
- 会 員 解体工事を営業する者で組織する団体（都道府県単位）
- 会員数 42団体（41府県）、所属企業約1,500社  
未組織（北海道、島根、広島、山口、香川、愛媛）
- 役 員 理事15名（内、員外6名）、監事2名（内、員外1名）
- 会 長 高山真幸（社団法人東京建物解体協会）
- 事 業
  - ・解体工事に関する調査研究
  - ・解体工事施工技士資格制度の運営  
（国土交通大臣登録試験）
  - ・解体工事に関する講習会・研修会等の実施  
（国土交通大臣登録講習）
  - ・解体廃棄物の適正処理に関する調査研究
  - ・その他
- 事業予算 約12,000万円（平成24年度）

## 2-2 解体工事施工技士試験合格者の推移



## 2-3 社団法人全国解体工事業団体連合会の主な課題

- (1) 解体工事業者の資質及び能力の向上  
(技術力・施工管理能力・経営力の向上、他)
- (2) 解体工事業許可制度等の規制強化  
(解体工事業法(仮称)・建設業法・建設リサイクル法等の整備、他)
- (3) 解体工事に係る技術資格者制度の確立  
(解体工事施工技士の活用、他)
- (4) 分離発注の促進及び一括下請禁止の徹底  
(付帯(サービス)工事化の阻止、重層下請構造の改善、他)
- (5) 副産物の再資源化及び廃棄物の適正処理  
(違法解体の防止、不適正処理・不法投棄の防止、再生資材の優先活用、他)
- (6) 有害物の適正処理  
(**石綿含有建材**、PCB含有建材・機器、CCA処理木材、冷媒・断熱材フロン、他)
- (7) 労働災害・公衆災害・公害(振動・騒音・粉じん)の防止
- (8) 適正単価の確保、その他

### 3. 石綿含有建材の除去工事に関する法令等の施行状況

#### 3-1 解体工事施工に関する主な法令等

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 労働安全衛生規則
- (3) 石綿障害予防規則
- (4) 資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)
- (5) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)
- (6) 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)
- (8) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法  
(PCB特措法)
- (9) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律  
(フロン回収破壊法)
- (10) ダイオキシン類対策特別措置法(ダイオキシン特措法)
- (11) 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)
- (12) 騒音規制法
- (13) 振動規制法
- (14) 大気汚染防止法
- (15) その他

● (2)、(3)、(5)、(7)、(14)が、石綿に係る主な規制法

## 3-2 石綿含有建材除去作業等に関する主な法令等の施行状況 (解体工事業者等からのヒアリング等による)

### (1) 労働安全衛生法(昭和46年に、石綿を含む特定化学物質等障害予防規則を制定)

- ①平成17年以前は、発注者、施工業者共に認識が低く、遵守されていたとは言い難い。
- ②吹付け石綿除去作業マニュアル等も策定されたが、あまり普及せず。
- ③成形板については、直接的な規定もなく、意識は極めて低い。
- ④摘発、行政指導等が積極的に行われたとは言い難い。
- ⑤含有率5%⇒1%(⇒0.1%)の規制強化にも、あまり関心は高くない。

### (2) 石綿障害予防規則(平成17年に特化則から分離して制定)

- ①報道等によりかなり周知されたが、末端業者には周知が不十分。
- ②平成17年当時の熱気が冷め、現在は関心がやや薄れてきた。
- ③行政による指導、摘発等が少なく、業者の危機感が徐々に緩んできた。
- ④成形板の規制は緩く、かなり軽視する傾向がある。

### (3) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年制定)

- ・啓発普及が進み、分別解体及び再資源化の意識はかなり向上してきた。
- ・事前届出率はまだ高くない(国交省資料では60~70%)。
- ・吹付け石綿等が特定建設資材に付着している場合が、事前届出・計画の対象であり、ほとんど石綿対策にはなっていない。

#### (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(平成17年以降も頻繁に改正)

- ① 廃棄物の処理基準(保管、収集・運搬、積替保管、処分等)は、かなり遵守されるようになってきたが、依然として意図的な不適正処理・不法投棄がある。
- ② 吹付け石綿は、ほとんどが管理型最終処分場で埋立処分されている。
- ③ 成形板の多くは、安定型最終処分場で埋立処分されている。
- ④ 溶融処理は、ごく例外的に行われている。その他の無害化処理は、ほとんど行われていない。
- ⑤ みなし施工(吹付け石綿以外)を実施した場合の後処理が不明瞭。
- ⑥ 埋立処分の前処理(固化、封入等)に手間を要する。
- ⑦ 処理費が高額(管理型:3~6万円/t 安定型:1~2万円/t)

#### (5) 大気汚染防止法(平成18年に改正し対象範囲を拡大)

- ① 平成18年以前も現在も、法令そのものの周知が不十分。
- ② 摘発及び行政の指導等が強く行われているとは言い難い。
- ③ 特定工事の無届率は不明。(確認方法がほとんどない。)
- ④ 住民の意識が高くない。(浮遊石綿繊維は確認が困難)
- ⑤ 施工者の大気汚染に対する認識が低い。

※自治体の条例、要綱などもあるが、統一性、強制力、摘発等が不十分。

※立法趣旨は異なるが、同様な規定が複数の法令間で錯綜しており混乱がある。

※大手ゼネコンとその他の建設(解体)業者では、法令に対する認識及び対応にかなりの差がある。

### 3-3 大気汚染防止法における石綿に関する規制

#### (1) 規制対象 = 特定粉じん排出等作業

- ・ 特定粉じん = 石綿
- ・ 特定建築材料 = 特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料(吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び被覆材)
- ・ 特定粉じん排出等作業 = 特定建築材料が使用されている建築物等(建築物その他の工作物)を解体し、改造し、又は補修する作業

#### (2) 規制内容

- 特定工事 = 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事 について
- ① 施工者による、特定粉じん排出等作業の実施の届出  
(作業開始の日の14日前までに、都道府県知事に届出)
- ② 施工者による、環境省令で定める作業基準の遵守
- ③ 注文者による、施工者に対する作業基準の遵守についての配慮
- ④ 環境大臣又は都道府県知事による、施工者からの報告徴収及び立入検査

注) ④の要件 イ. 大気汚染防止法の施行に必要な限度  
ロ. 健康又は生活環境に係る被害防止の緊急性

## 4. 建築物の解体現場からの石綿飛散防止に関する意見

★(社)全国解体工事業団体連合会の基本的なスタンス

⇒合理的な範囲内で規制を強化し、不良不適格業者を排除すべきである。  
また、各種法令による規制を統合・整理し、合理化を図るべきである。  
そのためには、石綿処理特別措置法なども検討すべきである。

### (1) 立入権限の強化及び事前調査の義務付け

- ①行政機関の立入検査権限は、届出及び緊急性を要件としなくともよい。  
(近隣住民の通報等を要件とし、すべての解体工事現場について認める。)
- ②行政機関の、立入検査時における建築材料の収去権限を認める。
- ③施工者に、事前調査を義務付ける。(建り法及び石綿則との整合性に留意)

### (2) 敷地境界等における大気濃度測定の義務化及び測定結果の評価

- ①大気濃度測定の義務付けには、検討の余地がある。  
〈理由〉イ.測定精度、測定場所、測定者に問題がある。  
ロ.評価方法、行政機関の対応に問題がある。  
ハ.費用対効果に問題がある。  
ニ.作業基準遵守の徹底を優先すべき。  
(作業基準を遵守すれば、一定濃度以上の石綿は飛散しないことを、国がオーソライズすべである。)

### (3) 発注者による配慮

- ①受益者負担の原則から、発注者による配慮義務を強化すべきである。
- ②元請責任の原則から、発注者に限定せず元請の配慮義務を強化すべきである。

#### (4) 法令の徹底と透明性の確保

- ①国民及び郵便事業者等に対し、啓発活動をさらに強化し、監視・通報の役割を期待。
- ②施工者に、対外的掲示板を義務付ける。ただし、厚労省等の掲示板との整合性に留意。

注) 近隣住民に対する現場の公開は、安全面等の理由から好ましくない。また、仮囲い・養生材を透明材料にすることは現実的でない。

#### (5) 特定建築材料以外の石綿含有建材除去に当たっての石綿飛散防止対策

- ①成形板等の除去に当たっての作業基準は必要。ただし、石綿則等の作業基準との整合性に留意。
- ②費用対効果から、届出は不要とし、通報、立入検査で対処する。

#### (6) 業規制、第三者の管理、除去完了検査、罰則強化

- ①業許可及び資格者に関し、規制を強化すべきである。  
(優良業者認定制度等も有効)
- ②第三者による事前調査及び工事管理は理想的だが、現実的には困難。CM方式の普及、及び解体確認制度(仮称)の創設に期待。
- ③完成検査は理想的だが、行政事務量を鑑み現実的には困難。
- ④完了報告制度は、建り法及び廃棄物処理法等と併せれば、実現性は高い。
- ⑤罰則強化には合理性があるが、実際に摘発、適用がなければ有名無実。

以上